

令和 7 年度市税等収納率向上対策取組状況について(報告)

1 はじめに

令和 7 年度の市税等収納率向上対策については、令和 7 年 7 月 28 日の本部会議で決定した基本方針に基づき、収納率向上対策に取り組んだ。

令和 7 年度収納率向上のための基本方針

- (1) 市税等の滞納解消及び自主財源の早期確保
- (2) 事務等の随時見直しによる収納環境や徴収体制の整備
- (3) 滞納整理に係る具体的な数値目標の設定

2 市税等の収納状況

(1) 市税（一般税）

令和 7 年度は、現年度分 99.44%、滞納繰越分 32.03%、合計 98.40% を収納率目標として取り組んだ。その結果、現年度分収納率 99.40%、滞納繰越分収納率 30.85%、現年滞繰合計では 98.44% と令和 6 年度と比較し 0.04 ポイント上回り、これまでの最高値となった。また、東北県庁所在都市での収納率は、仙台市の 98.88% に次ぎ第 2 位となっている。

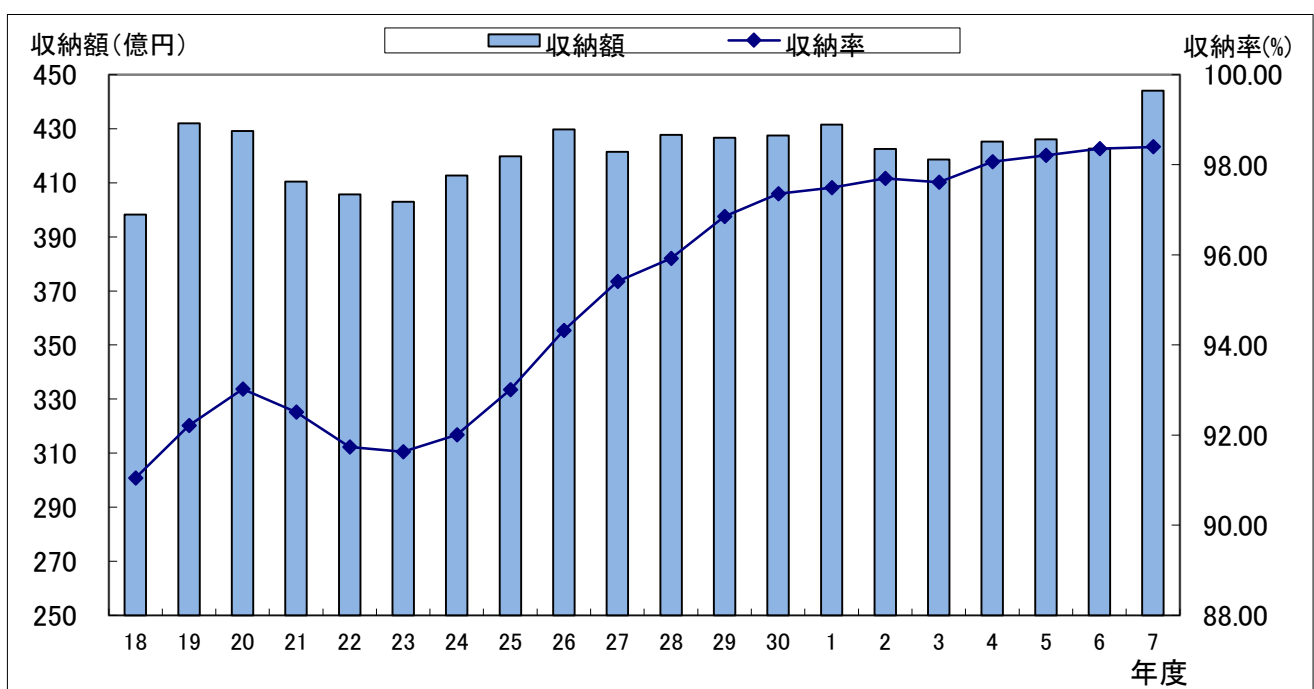
表 1 市税収納額（収納率）

※収納率＝収納額／調定額

（千円、％）

全 体	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
現年度分	44,212,462	99.40	42,048,376	99.44	2,164,086	▲0.04
滞納繰越分	196,038	30.85	212,322	32.03	▲16,285	▲1.18
合 計	44,408,500	98.44	42,260,698	98.40	2,147,801	0.04

◆図 1 収納額、収納率の推移



収納率が増加した主な要因は、滞納初期における納付催告の早期実施、地方税統一QRコードの導入によるキャッシュレス納付及び納付可能な金融機関の増加など収納環境の多様化、また、高額滞納案件を最重視しながらも、滞納額15～20万円の案件に重点を置いた滞納整理の推進によるものである。

現年度と滞納繰越分を合わせた調定額は、令和6年度と比較し、個人市民税1,784,717千円の増額、法人市民税130,313千円の増額、固定資産税・都市計画税222,691千円の増額など合計で約2,165,300千円の増額となった。

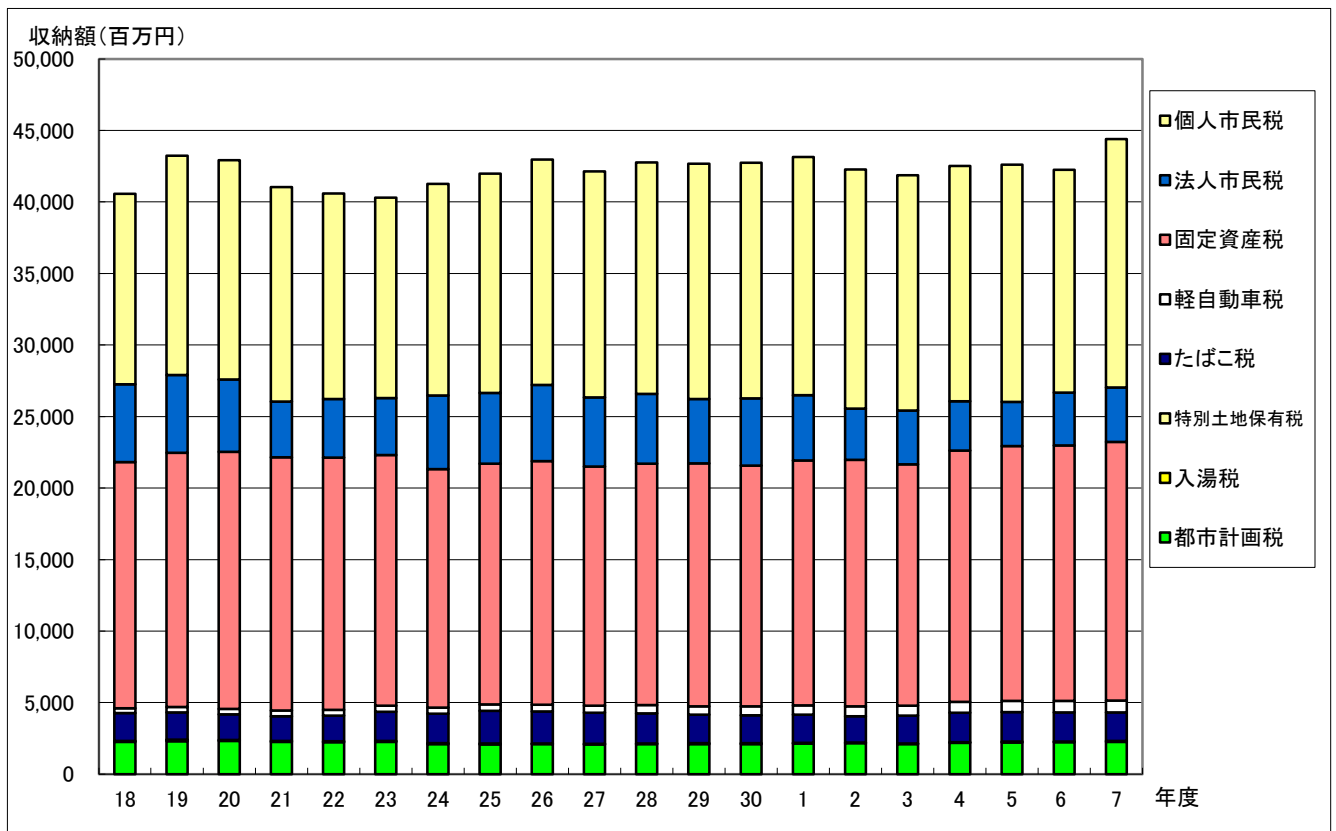
また、収納額の合計は、令和6年度と比較し、個人市民税1,782,477千円の増額、法人市民税105,249千円の増額、固定資産税・都市計画税230,211千円の増額など合計で約2,147,801千円の増額となった。

表2 税目別収納額、収納率（現年度・滞納繰越分合算）

（千円、％）

税 目	令和7年度		平成6年度		増 減	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
個人市民税	17,363,263	98.34	15,580,786	98.16	1,782,477	0.18
法人市民税	3,809,032	98.84	3,703,783	99.47	105,249	▲0.63
固定資産税	18,083,348	98.34	17,853,137	98.28	230,211	0.06
軽自動車税	842,210	97.35	810,793	97.19	31,417	0.16
たばこ税	1,987,727	100.00	2,028,619	100.00	▲40,892	0
入湯税	62,511	100.00	57,092	98.87	5,419	1.13
都市計画税	2,260,409	98.33	2,226,486	98.26	33,923	0.07
合 計	44,408,500	98.44	42,260,698	98.40	2,147,801	0.04

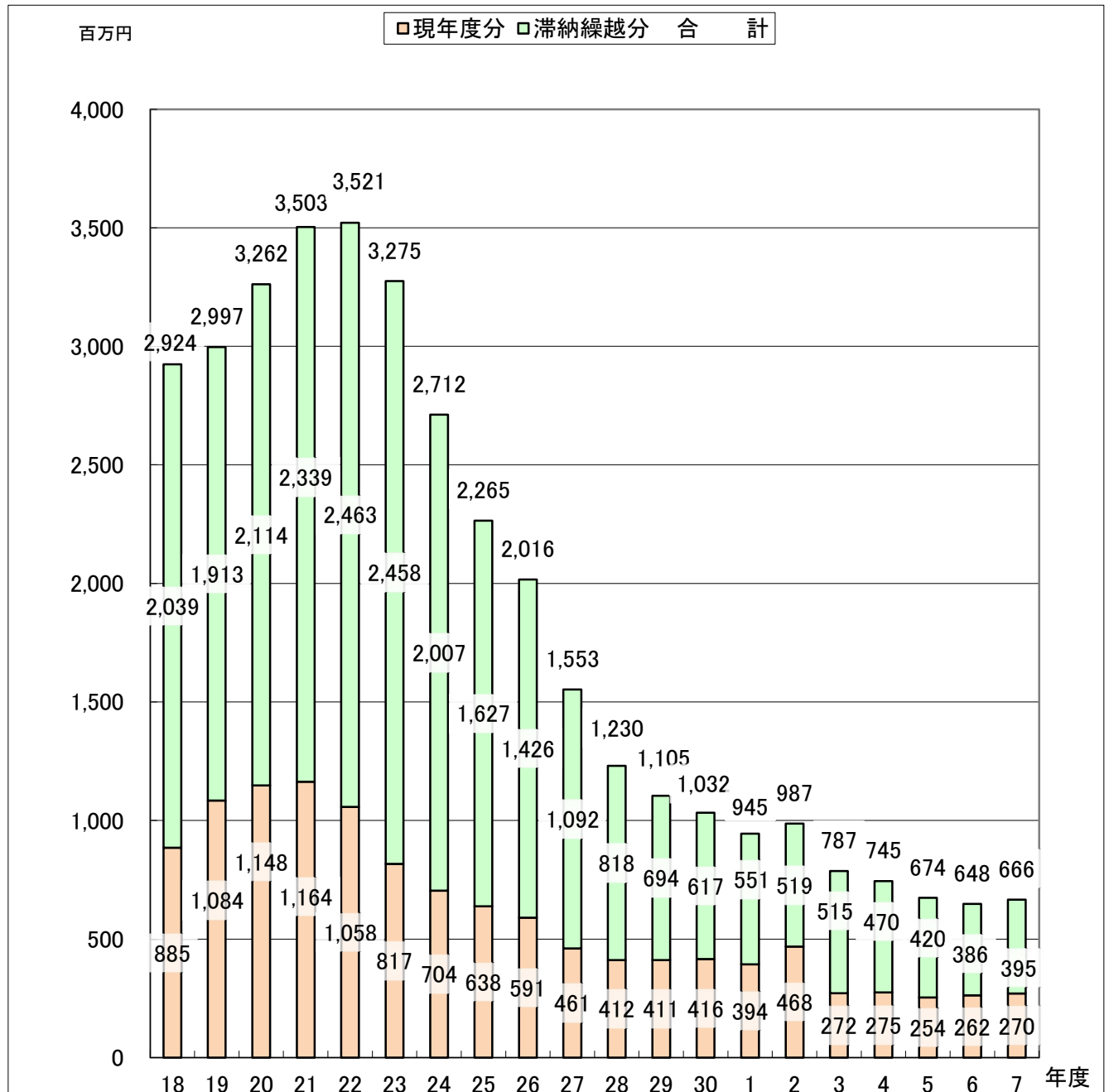
◆図2 市税税目別収納額の推移（現年度＋滞納繰越）



○ 令和 8 年度への市税滞納繰越額

令和 7 年度の現年度・滞納繰越分含めた未納額は 705, 429 千円であった。この未納額から不納欠損額等を差し引いた 665, 719 千円が令和 8 年度への滞納繰越額となり、令和 7 年度に比べ 17, 238 千円増加した。

◆ 図 3 滞納繰越額の推移（各年度末）



- | | | |
|--------|-------------------|----------|
| † 資料 1 | 令和 7 年度市税決算調書 | 別添参考資料 1 |
| † 資料 2 | 年度別市税収納率・滞納繰越額の状況 | 別添参考資料 2 |
| † 資料 3 | 東北県庁所在都市等の市税収納状況 | 別添参考資料 3 |

(2) 国民健康保険税

令和7年度は、現年度分94.00%、滞納繰越分30.00%を収納率目標として取り組んだ。その結果、令和7年度の収納率は、令和6年度と比較して、現年度分では94.49%と0.25ポイントのプラスとなり、滞納繰越分では29.38%と1.43ポイントのプラスとなった。合計では85.52%と1.32ポイントのプラスとなり、6年度に続き過去最高値を更新した。

令和7年度の状況

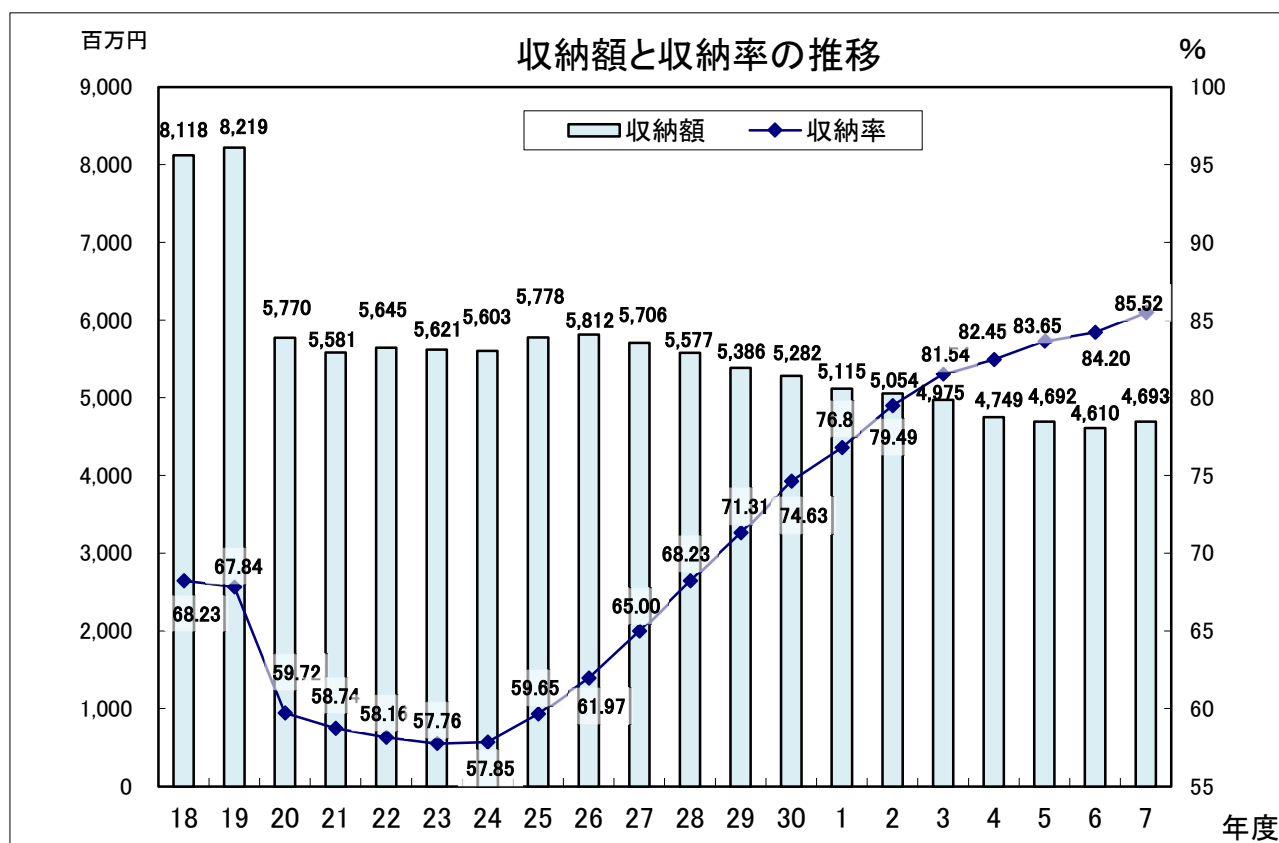
現年度課税分	収納額	4,470,932千円	収納率	94.49%
滞納繰越分	収納額	222,125千円	収納率	29.38%

合 計	収納額	4,693,057千円	収納率	85.52%
-----	-----	-------------	-----	--------

表3 国民健康保険税収納率の推移

年 度	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度収入未済額
現 年 度	94.07%	94.27%	94.24%	94.49%	260,885千円
滞納繰越分	27.56%	28.61%	27.95%	29.38%	534,002千円

◆図4 国民健康保険税収納額と収納率の推移



(3) 税外

一般会計の主な税外科目の収納率は表4のとおりである。

また、収入未済額が多額となっている主な科目は、保育料4,143千円、住宅使用料19,657千円、市有土地貸付料3,237千円、児童扶養手当返還金4,789千円、生活保護費返還金338,032千円、行政代執行費用徴収金収入22,138千円である。

表4 令和7年度主な税外科目収納率

(%)

科 目 別	7 年度			6 年度	前年比
	現年度分	滞納繰越分	合計		
保育料	99.98	32.79	97.84	97.27	0.57
住宅使用料	99.21	22.51	96.06	95.69	0.37
市有土地貸付収入	99.19	39.03	98.15	98.05	0.10
雑入（児童扶養手当返納金）	80.73	5.25	40.60	2.40	38.20
雑入（生活保護費返還金）	51.18	2.72	17.03	16.13	0.90
行政代執行費用徴収金収入	76.81	10.37	11.32	0.00	11.32

○ 保育料

令和7年度は、現年度分100.00%、滞納繰越分30.73%以上を収納率目標と、きめ細やかな催告の継続を主に取り組んだ。その結果、7年度の収納率は、6年度と比較して、現年度分では99.98%と0.02ポイントのマイナス、滞納繰越分では32.79%と3.48ポイントのマイナスとなったが、合計では97.84%と0.57ポイントのプラスとなった。7年度末の現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計は4,142千円となり、6年度と比較し1,963千円減少した。

表5 公私立別保育料収納率の推移

年 度	5 年度		6 年度		7 年度		7 年度 収入未済額
項 目	収納率（％）		収納率（％）		収納率（％）		
公立（現年度）	8 園	99. 96	8 園	100. 00	7 園	99. 98	0千円
私立（現年度）	41園		36園		34園		38千円
計（現年度）	49園		44園		41園		38千円
滞納繰越分	—	29. 65	—	36. 27	—	32. 79	4, 104千円
合 計	—	96. 12	—	97. 27	—	97. 84	4, 142千円

（園数は盛岡市内の保育園数であり、収納率・未納額には他市町村入所分を含む。）

○ 住宅使用料

令和7年度は、現年度分99.00%、滞納繰越分20.00%以上を収納率目標として取組を行った。その結果、収納率は令和6年度と比較して、現年度分では99.21%と0.04ポイントのマイナス、滞納繰越分では22.51%と3.03ポイントのマイナスとなっているが、調定額の減少のため合計では96.06%と0.37ポイントのプラスとなった。また、現年度分と滞納繰越分の合計の収入未済額は19,657千円となり、令和6年度と比較し2,585千円減少している。

平成18年度に収納業務が市営住宅管理担当課へ移管され20年になるが、令和7年度の現年度分及び滞納繰越分の収納率はいずれも令和7年度に掲げた目標を上回り、高い水準にある。

これらは、滞納発生の初期段階で催告し、注意喚起に努めたこと、事情等を聴き分割納付

相談に応じるなど、状況に応じ細やかに取り組んだことの成果が現われたものと考えられる。

表6 住宅使用料収納率の推移

(%)

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度収入未済額
現 年 度	98.99	98.74	98.82	99.25	99.21	4,510千円
滞納繰越分	15.35	15.24	22.61	25.54	22.51	15,147千円
合 計	93.42	93.92	94.82	95.69	96.06	19,657千円

表7 住宅使用料滞納者数及び法的措置状況

年度	滞納者数	法的措置件数			
		調停	訴訟	強制執行	合計
3	185	3	1	0	4
4	166	0	0	0	0
5	155	2	0	0	2
6	141	1	0	0	1
7	140	1	0	0	1

3 基本方針の各対策項目に係る取組状況

(1) 市税等の滞納解消及び自主財源の早期確保

① 夜間・休日納付相談における納付

納税課では原則毎月第四日曜日に休日納付相談を、第二週の木曜日に夜間納付相談を毎週木曜日に実施し、納税の利便を図った。令和7年度の相談・納付件数は合計で110件納付額は合計で3,936千円となった。

② 適宜適切な滞納整理と納期内納付の推進

ア 適宜適切な滞納整理

悪質・高額滞納者への滞納整理の強化として差押を積極的に実施したほか、滞納額15～20万円の案件に重点を置いた滞納整理を推進した。また、臨戸調査を積極的に行ったほか、搜索、関東方面への出張催告を行い、実態不明者や高額・困難案件の滞納整理の推進に努めた。この結果、差押処分による取立金額は本税、督促手数料、延滞金を合せて総額359,961千円となった。

また、換価処分として財産の公売を実施した。落札実績として不動産（土地）が1件で5,500千円、そのうち滞納税金に2,258千円を充当した。

イ 納期内納付の推進

確実な納期内納付が期待できる口座振替について、案内チラシを作成し、銀行窓口や税担当課に配架するとともに、市窓口で納付を受ける際に口座振替の勧奨を行った。また、令和7年10月からWeb口座振替受付サービスを導入し、「いつでも・どこでも」口座振替の申込みができる環境の整備に取り組んだ。

表9 市税の口座振替利用率

(%)

年 度	5 年度		6 年度		7 年度	
項 目	件数比	賦課額比	件数比	賦課額比	件数比	賦課額比
市県民税	18.97	17.69	17.69	31.21	19.85	37.85
固定都計税	44.59	43.66	43.66	41.60	43.23	43.13
軽自動車税	7.89	7.78	7.78	6.29	7.74	6.17
国保税	29.22	31.80	31.80	41.78	27.51	40.91

表10 主な税外の口座振替利用率

(%)

年 度	5 年度		6 年度		7 年度	
項 目	件数比	賦課額比	件数比	賦課額比	件数比	賦課額比
保育料	81.32	88.13	88.13	101.82	69.84	87.27
住宅使用料	67.87	70.51	70.51	69.68	70.65	71.56
住宅駐車場	71.34	73.43	73.43	72.11	73.66	73.51

③ 岩手県地方税特別滞納整理機構の活用

岩手県と県内33市町村による共同徴収組織として設立されている「岩手県地方税特別滞納整理機構」に職員1名を引き続き派遣し、滞納処分の技術を習得するとともに、機構を活用した徴税を実施した。令和7年度の機構への移管件数は36件、徴収本税は6,626千円であった。

④ 年間催告計画の策定

計画的な滞納整理を行った。

○滞納整理強化月間・特別徴収期間

- ・少額滞納者整理期間（ボーナス納付催告） 6月、12月
- ・臨戸調査・搜索期間 7月～3月
- ・現年度重点整理期間（出納閉鎖に向けた催告） 4月～5月

○年間催告実施結果

催告等区分	実施曜日等	実施日数
定期催告	4月、10月	各14日
夜間納付相談	第2週の木曜（納税課）及び 定期催告期間（3日間）	18日
休日納付相談	原則第4日曜日	12日
実態調査等（日帰り）	平日に市内外を対象に随時実施	

⑤ 納税思想の普及高揚

次代を担う中学生の「税についての作文」を募集した結果、市内中学校4校から68編の応募があり、うち優秀作2編を市長出席のもと表彰した。

(2) 事務等の随時見直しによる収納や徴収環境の整備

① 地方税統一QRコードの活用

令和5年4月から運用を開始した、地方税統一QRコード（eL-QR）によるクレジットカード納付及びスマホ決済アプリ納付並びに全国の金融機関での納付に対応し、納税者の利便性の向上を図った。

② コンビニエンスストア収納について

令和7年度のコンビニエンスストア収納（三税）においては、223千件、本税分3,936,838千円の納付があり、収納額に占める納付割合は約14.29%となった。うち納期内納付が175千件、2,990,182千円（本税分）であり、早期収納につながっている。

また、コンビニ収納が可能な9科目について東北6県内の郵便局での納付書納付を可能とし、納税者の利便性の向上を図っている。

③ 納税推進センター（コールセンター）について

納税推進センター（コールセンター）において、市税及び税外の後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納者に対し、電話及び文書催告のほか、令和6年6月からSMS、令和7年9月からハガキによる催告を開始した。

④ 収納消込業務の民間委託について

収納消込業務の民間委託を継続実施し、効率化による経費削減を図った。また、徴収事務の効率化のため、高額、長期累積、時効完成直前など滞納事案の優先順位を定めるとともに、新規未納者への早期納付相談を実施し、納付計画の作成指導を行った。

⑤ キャッシュレス決済について

地方税統一QRコード（eL-QR）の活用を周知した。

表11 スマホ決済アプリ等取扱実績（三税）

年 度	5 年度			6 年度			7 年度		
項 目	件 数	金額(千円)	割合(%)	件 数	金額(千円)	割合(%)	件 数	金額(千円)	割合(%)
スマホ決済アプリ納付	19,303	422,311	1.57	23,266	507,180	1.91	28,653	634,095	2.30
クレジット納付	7,791	326,925	1.22	9,189	385,993	1.45	11,174	445,149	1.62

(3) 滞納整理等に係る具体的な数値目標の設定

① 令和7年度市税収納率

(%)

	目 標	実 績	増 減
現年度分	99.44	99.40	▲0.04
滞納繰越分	32.03	30.85	▲1.18
合 計	98.40	98.44	0.04

② 滞納整理における差押件数

収納確保に向けた努力と責任を明確にするため、徴収担当職員の行動量の目安として、年間の差押件数を1,200件と定めた。その結果、差押件数1,291件、達成率は107.58%となった。

表12 差押の件数、達成率

	差 押 件 数					目 標	達成率
	不動産	無体財産権	債権	動産	計		
合計	65	7	1,214	5	1,291	1,200	107.58%

表13 差押債権の内訳

債 権 種 別	債 権 の 名 称	件 数
預貯金等	普通預金、定期預金、貯蓄預金、郵便貯金等	331
給料等	給料、年金等	603
国税・地方税還付金	所得税還付金、自動車税還付金等	141
その他の債権	生命保険、売掛金、建物賃貸借料、工事請負代金等	216
合 計		1,291

表14 差押処分動向

期 間	不動産	無体財産権	債 権	動産	計	差押税額(千円)
H27. 6. 1～28. 5. 31	313	9	884	7	1,213	1,090,197
H28. 4. 1～29. 3. 31	266	6	1,295	13	1,580	960,834
H29. 4. 1～30. 3. 31	201	5	1,394	16	1,616	912,068
H30. 4. 1～31. 3. 31	149	2	1,464	21	1,636	795,781
H31. 4. 1～R2. 3. 31	208	0	1,626	46	1,880	921,575
R2. 4. 1～ 3. 3. 31	107	3	1,293	14	1,417	734,434
R3. 4. 1～ 4. 3. 31	109	2	1,023	4	1,138	519,232
R4. 4. 1～ 5. 3. 31	70	0	721	3	794	380,462
R5. 4. 1～ 6. 3. 31	168	10	1,212	16	1,406	438,501
R6. 4. 1～ 7. 3. 31	136	6	1,436	22	1,600	493,027
R7. 4. 1～ 8. 3. 31	65	7	1,206	13	1,291	359,961
増減 (R7-R6)	▲71	1	▲230	▲9	▲309	▲133,066

(4) その他の取組

- ① 厳しい収納状況について全職員が認識し、市民に対し歳入確保に取り組む姿勢を周知するため、市税等の収納状況について、盛岡市公式ホームページや庁議において、収納状況を定期的に報告するなど情報の共有化を図った。
- ② 国民健康保険税については、預金・給与・年金等の財産調査を積極的に行い、滞納者の生活実態の把握に努めた。また、現年度分収納率の低下が見られたことから、令和8年1月以降は、滞納額が低額であっても現年度分の納付が全くない者を催告対象としたことにより、多くの納付相談につながった。
- ③ 保育料については、来庁相談や電話、文書による催告を実施したほか、公立保育園長による督促状の手渡しを継続した。また、保育料の納付方法を原則口座振替とするよう加入促進に努めるとともに、平成27年度から開始したコンビニエンスストア収納を継続し納付機会の拡大に努めた。
- ④ 住宅使用料の催告については、催告書の送付、電話催告、訪問催告等を実施するとともに、会計年度職員を配置して催告業務の推進を図った。また、悪質・長期の滞納者に対しては法的措置を計画的に実施するとともに、新規入居者及び既存入居滞納者への啓発を行い口座振替の加入促進を図った。